

# 我が子に会えない父

## 赤 今を 2014

昨年12月、札幌市内のショッピングセンターはクリスマスプレゼントを買い求める親子連れでにぎわっていた。その中に、アニメキャラクターの人形を手にする娘と、見守る父親の姿があった。一見すると、普通の親子と変わらない。しかし、離婚した父親は、わが子を育てる立場を失っていた。

「愛情がきちんと伝わるように、たまに会えるときに楽しく過ごすしかないかな」。父はふと、力なくつぶやいた。

### 6割に未成年の子

道内では毎年、1万組を超える夫婦が

離婚する。人口千人当たりの離婚件数を示す離婚率は2.13(2012年)で、都道府県別で4番目の高さ。離婚夫婦の約6割に未成年の子がいるとされる。

2人がショッピングセンターを訪れた1カ月半前、父の理容師佐々木誠さん(39)札幌市、仮名は札幌家裁の1室にいた。妻(27)との離婚と、5歳になる娘の親権を求め、佐々木さんが起こした裁判だ。「親権者は母とし、子どもの面会は月2回でどうですか」。裁判官が和解を勧告した。淡々とした口調に、有無を言わせぬ響きがあった。

妻が娘を連れ、家を出てから3年3カ月。提訴から1年がたっていた。裁判中も月に2回ほど娘に会えたが、「一緒に住んでいたころの『パパ』ではなく、「おじさん」と無邪気に自分を呼ぶ声が、心に刺さった。

別居は娘の養育方法や妻の男性関係をめぐる争いが原因。実家の母に協力してもらい、娘を育てる自信はあった。生活環境を調べた家裁の調査官も、佐々木さんが子育てすることに問題はないと認めた。だが、裁判官は、親権者は母親と判断した。



## 多くが母に親権／娘から「おじさん」



母のどちらかを親権者と決めなければならぬ。札幌家裁管内で12年にあった離婚調停などで親権者が決定した子は926人。母親が親権者となったのは857人と9割を超える。

佐々木さんのように、離婚前に母親が子どもを連れて別居するケースが多く、札幌大谷大の梶井祥子教授(家族社会学)は「高度経済成長を背景に、女性にも経済力が付くと同時に、離婚後も母親が育児を担うべきなどの意識が社会に浸透した」と指摘する。しかし、子育てに積極的な父親が増えた現代では、区別もある。

佐々木さんは「前例に沿って丸く収められた感じ。裁判官も調査官も、実情をきちんと見てくれたのが疑問」と憤る。

札幌には、離婚などで子と別居する父親のためのサークル「子どもに会いたい親たちのネットワークさっぽろ(略称・コトオヤネットさっぽろ)」がある。千歳市の会社員松田孝志さん(37)「仮名」は昨年8月、初めて例会に参加し、メン

でしよう」妻(34)が高校3年と3歳の息子2人を連れ、家を出たのは3月。明確な理由はいまだに分らない。家族4人でにぎやかに暮らしていた部屋に、今は松田さんが1人で住む。

子どもに会わせてほしいと妻に頼んでも、断られることが多い。「子どもが自由に親元を行き来できる環境を整えてあげたい」と、面会交流の調停を札幌家裁に申し立てる予定だ。

### 調停申し立て倍増

離婚後も両親が子育てに関わるべきだとの考えは、ここ数年で浸透しつつある。別居する親による面会交流調停の新規申し立ては、札幌家裁管内で5年前から倍増し、12年は290件に達した。

米国をはじめ欧米では、離婚後も双方が親権を持つ「共同親権」が主流。コトオヤネットさっぽろのカタラン菊之進代表は「子どもの成長には双方の親の関与が不可欠。子どもにも、親に会う権利がある」と話す。

一方、梶井教授は「すべての子にとって両親に会い続けることが幸せとは一概には言えない」と話す。梶井教授は20年から4年間、親の離婚を経験した道内の高校生、大学生約30人をヒアリング調査した。「暴力を振るう父親と離れて初めて安心できたという子もいた。大人が抱く家族観を画一的に子どもに押し付け

「しんくろまさあす・ふまーらむ北海道」(札幌)の平井照枝代表も「父親から母親へのドメスティックバイオレンス(DV)があった場合、父との面会後に頭痛などの症状が出る子もいる。しばらく見守ることも愛情。配慮が伝われば、子はいずれ会いたいと思うのではないかと話す。

札幌市の医療機関に勤める男性(28)は5歳の時、両親が離婚した。当時のはっきりした記憶はないが、優しかった父がいなくなり、寂しかったことをぼんやりと覚えている。

小学生や中学生のころ、通学路で自分を待つ父が嫌だった。同居する母親に怒られる気かして、父に会ったことは伏せていた。中学生だったある日、父に「もう来ないで」と伝えた。父は姿を見せなくなった。手紙は届いたが、返事を出すことはなかった。

約10年ぶりに再会したのは大学卒業後。わたかまりは消え、父の誘いに素直に応じることができた。小中学生当時の父の振るまいを「僕に会いたくてたまらなかったのでしょう。気にかけてくれたのは分かっていた」と振り返る。

父とはたまに食事に出掛け、仕事や趣味の話をする。「離婚は誰のせいでもないと、今なら思える」。親子の空白期間が少しずつ埋まっていくのを感じている。

(報道セクター 渡辺淳一郎)

**離婚をめぐる司法手続き** 夫婦間で離婚の話し合いがまとまらない場合、夫婦のどちらかが家庭裁判所に調停を申し立てることができる。調停委員を交え、未成年の子がいる場合には親権者をどちらにするかを、養育費についても一纏めに協議する。調停が不成立の場合、離婚や親権を求めて裁判を起すことができる。これとは別に、別居する親は子どもの面会交流を求め、調停を申し立てることができ、成立すると面会の回数や日時などが決められる。